

## 消防法施行規則

### 第1条～第11条 略

(屋内消火栓設備に関する基準の細目)

第12条 屋内消火栓設備(令第11条第3項第二号イからホまでに掲げる技術上の基準に従い設置するものを除く。以下この項において同じ。)の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 略

二 略

三 略

四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備(法第17条の2の5第2項第四号に規定する特定防火対象物(以下「特定防火対象物」という。)で、延べ面積が千平方メートル以上のものにあつては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備)によるものとし、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 略

ロ 略

ハ 略

ニ 燃料電池設備は、イ(ホ)及び(ト)を除く。)並びにロ(イ)及び(ロ)の規定の例によるほか、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) キュービクル式のものであること。

(ロ) 消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

ホ 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

2 略

### 第13条～第18条 略

(不活性ガス消火設備に関する基準)

第19条 令第16条第一号の総務省令で定める防火設備は、防火戸とする。

2 略

3 略

4 略

一 略

一之二 略

- 二 略
- 二の二 略
- 二の三 略
- 三 略
- 四 略
- 五 略
- 六 略
- 六の二 略
- 六の三 略
- 七 略
- 八 略
- 九 略
- 十 略
- 十一 略
- 十二 略
- 十三 略
- 十四 略
- 十五 略
- 十六 略
- 十七 略
- 十八 略
- 十九 略
- 十九の二 略

二十 非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、その容量を当該設備を有効に1時間作動できる容量以上とするほか、第12条第1項第四号ロ、ハ、ニ及びホの規定の例により設けること。

- 二十一 略
- 二十二 略
- 二十三 略
- 二十四 略

5 全域放出方式又は局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

6 略

第20条～第24条の2の2 略

(ガス漏れ火災警報設備に関する基準の細目)

第24条の2の3 ガス漏れ火災警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

- 一 略

二 略

三 略

四 略

五 略

六 略

七 非常電源は、次のイから八までに定めるところにより設けること。

イ 直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量は、2回線を10分間有効に作動させ、同時にその他の回線を10分間監視状態にすることができる容量以上であること。ただし、2回線を1分間有効に作動させ、同時にその他の回線を1分間監視状態にすることができる容量以上の容量を有する予備電源、直交変換装置を有しない蓄電池設備を設ける場合は、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によることができる。

ロ 略

ハ 略

ニ 燃料電池設備は、第12条第1項第四号イ（ホ）及び（ト）を除く。）、ロ（ロ）並びにニ（イ）及び（ロ）に定めるところによること。

八 略

九 略

十 略

2 略

## 第24条の2の4～第28条の2 略

（誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目）

第28条の3 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。次項及び第3項において同じ。）は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法及び同表の下欄に掲げる表示面の明るさ（常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の面積の積をいう。第4項第二号及び第三号において同じ。）を有するものとしなければならない。

区 分		表示面の縦寸法（メートル）	表示面の明るさ（カンデラ）
避難口誘導灯	A級	0.4以上	50以上
	B級	0.2以上 0.4未満	10以上
	C級	0.1以上 0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A級	0.4以上	60以上
	B級	0.2以上 0.4未満	13以上
	C級	0.1以上 0.2未満	5以上

2 略

3 略

4 誘導灯の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 略

二 略

三 略

四 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

十 非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に 20 分間（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の前項第一号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設けるものにあつては、60 分間）作動できる容量（20 分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とするほか、第 12 条第 1 項第四号イ(イ)から(ニ)まで及び(ヘ)、ロ(ロ)から(ニ)まで、ハ(イ)から(ニ)まで、ニ(イ)から(ニ)まで、ニ(イ)及び(ロ)並びにホの規定の例により設けること。

十一 略

十二 略

5 略

6 略

第 29 条～第 52 条 略

附 則

略